

【質問・回答】

【案件名】 事務用ノートパソコン3台リース

Q1	本件は新規導入に伴う入札でしょうか。あるいは代替でしょうか。代替に伴う入札の場合、既存物件は何年程使用されていますでしょうか。また、賃貸借満了後、当該物件を継続使用する可能性はありますでしょうか。その場合何年程使用される予定でしょうか。
A1	3台すべて新規導入になります。 継続使用する可能性はあります。その場合は1年程度の延長を考えています。
Q2	仕様書内納入期限日までに物品を納品できることは可能と確認が取れておりますが、半導体不足や物流遅延等の不測事態が発生し、リース会社の不可抗力により納期遅延となった場合、当社への指名停止等の処分、賠償請求や違約金請求なく、契約期間変更等の協議に応じていただけますでしょうか。
A2	契約規程第33条のとおり、天災その他不可抗力により遅延が生じる可能性がある場合は、直ちにその理由を示していただくことで、契約期間の変更等について協議させていただきます。なお、そのような理由での納期遅延等につきましては、損害賠償請求等のペナルティーは発生しません。
Q3	リース期間中に、予算が減額又は削除された場合など、発注者の都合により解約となった場合、損害金はお支払いいただけますでしょうか。
A3	本契約において、予算の削減又は減額があった場合の契約解除に伴う損害賠償の支払いは想定しておりません。そのため損害賠償の支払いに伴う協議についても応じる予定はございません。
Q4	今回の仕様物件につきまして、経費の歳入歳出予算の減額又は削除を理由に、賃貸借契約期間中に契約を解除した事例はありますでしょうか。また、経費の歳入歳出予算の減額又は削除の可能性はありますでしょうか。
A4	予算の削減又は減額に伴い契約解除に至った事例はございません。当該案件については59カ月のリースを計画しております。今後の経営状況によっては歳出予算の減額は考えられますが、リース契約の解除となる可能性は低いと考えます。

Q5	仕様物件を設置する建物は耐震構造となっておりますでしょうか。
A5	そのとおりです。
Q6	リース期間満了後の賃貸借物件のデータ消去に関しては、賃貸人指定の返還場所での実施でよろしいでしょうか。また、データ消去証明書が必要な場合の費用は賃借人が満了後に負担するという認識でよろしいでしょうか。
A6	そのとおりです。データ消去についてはリース会社で実施していただきます。ただし、データ消去証明書については、リース契約終了後、必要な場合のみ別途費用をお支払いいたします。
Q7	リース期間満了後の機器撤去に関しまして、システムダウン等のリスク回避のため、抜線及び取り外し、1か所に集約する作業については貴社実施の認識でよろしいでしょうか。
A7	そのとおりです。機器撤去については、公社で保守管理を委託している業者が対応するため、リース会社は、機器の回収をお願いします。